

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

婦人相談所一時保護所における配偶者からの暴力被害者等に
同伴する児童の対応等を行う指導員の配置について

配偶者からの暴力(以下「DV」という。)等により、婦人相談所一時保護所において保護された被害者等に同伴する児童(以下「同伴児童」という。)に対する適切な処遇体制を確保するため、次のとおり実施方法を定め、平成 19 年度から実施することとし、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、本通知の施行に伴い、平成 16 年 3 月 26 日雇児発第 0326005 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「婦人相談所一時保護所における同伴乳幼児の対応等を行う指導員の配置について」は廃止する。

1 趣旨

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成 13 年法律第 31 号)の施行等により、婦人相談所一時保護所においては、DV 被害者等の同伴児童の保護人数が増加しており、その中には虐待を受けた児童が多い状況にあることから、保育や学習支援を含めた適切な援助を行う指導員を配置し、児童に対する適切な処遇体制を確保することとする。

2 対象施設

別に定める「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」(以下「配置基準」という。)を満たしており、かつ、同配置基準に基づく職員とは別に同伴児童の対応等を行う指導員を配置する婦人相談所一時保護所とする。

3 指導員の配置人数

上記の対象施設のうち、児童の 1 日当たりの平均保護人数が、前年度の実績等を勘案した実施年度の見込み数において 6 人以上となる婦人相談所一時保護所については 2 名、6 人未満となる婦人相談所一時保護所については 1 名の指導員を配置することができることとする。

4 指導員の要件

同伴児童の対応等を行う指導員は、保育士（児童福祉法第18条の4）又は児童指導員の資格（児童福祉施設最低基準第43条）を有する者とする。

5 運営の留意点等

- (1) 婦人相談所長は、当該指導員から児童の状態について適宜報告を受け、必要に応じて心理療法担当職員による支援を行うとともに、虐待に関するアセスメントや母子に対する支援等について児童相談所と連携して適切な処遇に努めること。
- (2) 婦人相談所長は、当該指導員が児童の対応を行うことにより、DV被害者等が各種相談や心理療法等を効果的に受けられるようにするとともに、裁判所への手続や自立のための活動等を円滑に行うことができるように努めること。
- (3) 婦人相談所長は、児童の安全・衛生について十分配慮すること。

6 経費

この指導員の配置に要する経費については、平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号厚生労働事務次官通知の別紙「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」によるものとする。